

令和4年11月30日

田原市長 山下政良 殿

田原市特別職報酬等審議会
会長 山田俊郎



田原市特別職の報酬等について（答申）

田原市特別職報酬等審議会条例第2条の規定により、貴職から諮問のあった市議会議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について、委員8人をもって慎重に審議した結果、下記のとおり結論を得たのでここに答申する。

記

1 審議結果

市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額については、次のとおりとすることが適当である。

【市議会議員の議員報酬の額】

議 長	月額	500,000円	(据置き)
副 議 長	月額	430,000円	(据置き)
委 員 長	月額	410,000円	(据置き)
議 員	月額	390,000円	(据置き)

【市長、副市長及び教育長の給料の額】

市 長	月額	930,000円	(据置き)
副 市 長	月額	780,000円	(20,000円増額)
教 育 長	月額	690,000円	(据置き)

2 審議の経過

本審議会は、諮問事項について、令和4年10月4日、21日及び11月9日の3回にわたり審議を行った。

その間、各委員において各種資料を活用して様々な視点から分析、検討し、自由で活発な発言を得て、慎重かつ公正に審議した。

3 審議に活用した資料

議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額を審議するに当たり、次の資料を基に各種の状況、職責、社会経済情勢等を勘案し、答申の額を求めた。

(会議資料)

- (1) 過去の特別職報酬等審議会の審議状況及び経過
- (2) 議員報酬改定状況（市制施行以降）
- (3) 人事院勧告による俸給表改定率の推移
- (4) 一般職最高給職員の給与の推移
- (5) 市長、副市長及び教育長の年収の推移（給与削減後の額）
- (6) 議員等の年収の推移
- (7) 県内全市の市長・副市長・教育長・議会議員等の報酬等の状況
- (8) 県内全市の市長・副市長・教育長・議会議員等の報酬等の改定状況
- (9) 県内全市の市長・副市長・教育長・議会議員等の年収の状況
- (10) 県内類似市（人口5万人以上7万人未満）の市長・副市長・教育長・議会議員等の報酬・給料月額及び年収の状況
- (11) 県内全市の財政状況
- (12) 田原市普通会計決算人件費の推移
- (13) 副市長及び教育長の職責及び職務

4 審議に当たっての基本的な考え方

本審議会における審議に当たっての基本的な考え方は、次のとおりである。

(1) 職責、市勢等を踏まえた報酬等

昨今の新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、急速に進行する人口減少や少子高齢化等、複雑化・多様化する行政課題に対し、迅速かつ効果的な施策の展開を牽引していく市長はじめ特別職の職責は、極めて重大なものである。

一方で、縮小化傾向にある本市の財政状況や、コロナ禍の影響、また原材料費等の高騰による不安定な社会経済情勢が続いており、このような状況下での市民感情等を考慮しつつ、特別職としてふさわしい報酬及び給料の額を検討することとした。

(2) 過去の審議会の審議結果等

平成20年度の審議会以降、議員報酬については段階的な引上げを答申し、県内の類似規模の市との均衡を図ってきた。

また、教育長については、平成24年度以降、2度の増額を答申し、特別職としての職責に見合う給料額を検討してきた。

令和2年度及び令和3年度については、コロナ禍の終息が見通せず、かつ社会経済情勢への影響が押し量れない中、審議は困難として令和2年度は諮問を見送り、また、令和3年度は現状維持として、次年度以降の社会経済情勢のもとで審議することが適当とした。

なお、市長及び副市長の給料額は、平成16年度から現在まで改定されていない。

5 審議内容

本審議会における主な審議内容は、次のとおりである。

- (1) 令和4年10月から、労働者の最低賃金が引き上げられ、民間の給与水準に準拠する人事院の給与勧告についても、3年ぶりに公務員の月例給及びボーナスともに引上げの内容となった。国内経済は緩やかに持ち直しており、雇用情勢についても定期給与の緩やかな増加が見られるなど、国全体で賃金を上げていこうという機運が感じられる。
- (2) しかしながら、足下では物価の高騰や円安の影響が、市民生活や中小企業、農業を始めとする市内の産業を圧迫しており、低所得者ほど苦しい状況が続いている。また、新型コロナウイルス感染症の市民生活への影響についても、引き続き注視していく必要がある。
- (3) 市況、過去の審議経過及び類似団体との均衡等を総合的に判断すると、景気は緩やかに持ち直しており、また、新型コロナウイルス感染症への対応を始め、複雑化かつ多様化する行政需要の課題解決が求められる特別職の役割と職責は、年々その重みを増している。

これにより、報酬等の額の引上げの検討時期と考えることもできるが、市内事業者は依然として厳しい経営状況が続いていることから、現段階での引上げの検討は慎重に行い、引き上げる場合は微調整程度に留めることが適当である。

- (4) 市長及び副市長の給料の額については、平成16年度以降改定されておらず据置きとなっている。

県内37市での田原市の市長、副市長及び教育長の給料月額的位置は、市長29位、副市長32位、教育長28位となっており、市の財政規模や県内類似市との比較から見て、副市長が低い水準にある。

- (5) 市議会議員の議員報酬の額については、平成31年度の増額改定で、平成20年度の審議会で答申した「段階的な引上げ」の適当額を達成した。

今後は、これからの市議会議員の役割や、新たに議員を志す者の増加を見据えた上で、議員活動に見合った額を支給することが重要である。

以上の要素を総合的に勘案し、市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額については、副市長の給料の月額を20,000円引き上げることとし、その他の職については現在の報酬額等を維持することが適当であるとの結論に至った。

6 むすび

新型コロナウイルス感染症の拡大が一旦の落ち着きを見せ、国内経済は回復の兆しを見せているが、急激な物価の上昇や円安の影響等、市内事業者や市民の生活は依然として先を見通せない状況が続いている。

今回、副市長以外の職については現状維持としたが、市民の付託に応える者として、市長をはじめとする特別職の職責は極めて重く、その使命達成のためには十分な活動が必要とされることは言うまでもない。また、その報酬や給料は、活動に見合った対価としてふさわしい額であるべきと考える。

また、議員については、熱意ある若い人材が挑戦できる環境を検討していくことも本審議会の意義であり、引き続き、中長期的な視点で適正な額を審議していく必要がある。

最後に、市長、副市長、教育長及び市議会議員がそれぞれの職責を果たし、今以上に充実した活動を行うことが、魅力的なまちづくりの実現に繋がるものである。

そのためには、市民の期待や信頼に目に見える形で応えていくことが重要であり、今後の答申額決定の判断材料の一つとなることを申し添え、田原市の発展のためのより一層のご尽力を期待するものである。